吉野ヶ里町学習用タブレット等借用申請書及び承諾書

年 月 日

吉野ヶ里町教育委員会 様

吉野ヶ里町学習用タブレット等貸与規程第8条の規定により、学習用タブレット等を利用したいので、次のとおり利用者連署をもって申請します。

なお、利用にあたっては、裏面の貸出条件及び吉野ヶ里町学習用タブレット等貸与規程を遵守 します。

	住所					
	ふりがな					
申請者 (親権者又は 未成年後見人)	氏 名	署名・押印は必ず本人が行ってください。				
	利用者との 関係	父 母 その他 () 該当する項目 にチェックを入れてください。				
	電話番号	()				
	在籍(予定) の学校	吉野ヶ里町立 学校				
		申請者と同じ				
利用者 (児童又は生徒)	住所					
	ふりがな					
	氏 名	署名は必ず本人が行ってください。				

お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に 提供することはありません。

貸出条件

- 1.利用者は、その貸出しを受けた時から貸出備品について保管管理などの義務を負うものとする。
- 2.貸出備品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸出備品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸出備品を、売却、担保の設定、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸出備品を、学習活動以外に使用すること。
 - (4) 貸出備品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) 教育委員会等が別に定める学習用タブレット活用のルール等に反する行為を行うこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、学習用タブレット等貸出しの目的に反すること。
- 3.利用者は、教育委員会又は学校長から貸出備品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 4. 学習用タブレットの充電に係る経費は、申請者の負担とする。
- 5.申請者は、利用者が貸出備品を亡失したとき又は貸出備品を損傷したときは、直ちに貸出備品 品亡失・損傷届(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 6.利用者の故意又は重大な過失により貸出備品を亡失したとき又は貸出備品を損傷したときは、 修繕費等の貸出備品の原状復旧に要する費用は、申請者の負担とする。
- 7.申請者は、貸出備品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により教育委員会又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。
- 8.教育委員会又は町立学校は、教育委員会又は町立学校が意図しない貸出物品の利用により申請者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
- 9. 吉野ヶ里町学習用タブレット等貸与規程(以下「貸与規程」という。)第16条第1項各号の一に該当するときは、貸出決定を取り消す場合がある。この場合において、利用者は教育委員会が別に定める日までに貸出備品を返却しなければならない。
- 10. 利用者は、教育委員会が定める貸出期間終了日までに、貸出備品を返却しなければならない。
- 11.貸出期間中であっても、教育委員会又は町立学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸出しを中止することがある。
- 12.利用者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 13.利用者の親権者又は未成年後見人は、貸与規定に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証することとする。
- 14. その他、学習用タブレット等の利用に際しては、教育委員会又は町立学校の指示に従うものとする。

 第
 号

 年
 月

 日

吉野ヶ里町学習用タブレット等貸出決定通知書

吉野ヶ里町立 学校

樣

吉野ヶ里町教育委員会

年 月 日付けで申請のあった学習用タブレット等の貸出しについて、次のとおり 決定します。

貸出を決定する児童等の氏名	氏 名
貸出を決定する	製造番号:
学習用タブレットの番号	シール番号:
付属品	
貸出期間	貸出決定日から教育委員会が定める日まで

備考

- 1 利用等に際しては、裏面の「貸出条件」を遵守してください。
- 2 利用については、教育委員会又は町立学校の指示・指導に従ってください。
- 3 貸出開始日及び貸出終了日は各学校によって異なりますので、各学校の指示に従って受 領及び返却を行ってください。
- 4 貸出期間中に異なる機種に変更する場合があります。この場合は別途通知します。

貸出条件

- 1.利用者は、その貸出しを受けた時から貸出備品について保管管理などの義務を負うものとする。
- 2.貸出備品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸出備品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸出備品を、売却、担保の設定、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸出備品を、学習活動以外に使用すること。
 - (4) 貸出備品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) 教育委員会等が別に定める学習用タブレット活用のルール等に反する行為を行うこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、学習用タブレット等貸出しの目的に反すること。
- 3.利用者は、教育委員会又は学校長から貸出備品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 4. 学習用タブレットの充電に係る経費は、申請者の負担とする。
- 5.申請者は、利用者が貸出備品を亡失したとき又は貸出備品を損傷したときは、直ちに貸出備品 品亡失・損傷届(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 6.利用者の故意又は重大な過失により貸出備品を亡失したとき又は貸出備品を損傷したときは、 修繕費等の貸出備品の原状復旧に要する費用は、申請者の負担とする。
- 7.申請者は、貸出備品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により教育委員会又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。
- 8.教育委員会又は町立学校は、教育委員会又は町立学校が意図しない貸出物品の利用により申請者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
- 9. 吉野ヶ里町学習用タブレット等貸与規程(以下「貸与規程」という。)第16条第1項各号の一に該当するときは、貸出決定を取り消す場合がある。この場合において、利用者は教育委員会が別に定める日までに貸出備品を返却しなければならない。
- 10. 利用者は、教育委員会が定める貸出期間終了日までに、貸出備品を返却しなければならない。
- 11.貸出期間中であっても、教育委員会又は町立学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸出しを中止することがある。
- 12.利用者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 13.利用者の親権者又は未成年後見人は、貸与規定に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証することとする。
- 14. その他、学習用タブレット等の利用に際しては、教育委員会又は町立学校の指示に従うものとする。

備品受領書

吉野ヶ里町教育委員会 様

利用者(児童又は生徒) 記入欄

受領日	年	月	日	
学校名	吉野ヶ里町立		学校	
学年等	年	組	号	
住所	申請者と同じ			
氏 名	署名は必ず本人が行っ	ってください。	,	

申請者(親権者又は未成年後見人) 記入欄

住所	
氏 名	署名・押印は必ず本人が行ってください。

下記について受領しました。

記

品名	規格	数量	確認欄
学習用タブレット	製造番号:		
(キーボード付き)	シール番号:		

 第
 号

 年
 月

 日

吉野ヶ里町学習用タブレット等貸出備品変更通知書

吉野ヶ里町立 学校 様

吉野ヶ里町教育委員会

年 月 日付け 第 号で決定した学習用タブレット等について、次のとおり機器を変更したので通知します。

利用者	氏 名
変更日	年 月 日から変更
変更前	製 造 番 号 : シール番号 :
変更後	製 造 番 号 : シール番号 :
変更事由	

備考

- 1 変更前の学習用タブレット等は上記変更日に在籍する町立学校に返却してください。
- 2 変更後の学習用タブレット等においても吉野ヶ里町学習用タブレット等貸与規程を遵守して使用してください。

様式第5号(第14条関係)

貸出備品亡失・損傷届				
区分	亡失 ・ 損傷 (該当に)			
学校	吉野ヶ里町立 学校			
児童等氏名				
学 年 等	年 組 号			
対象	学習用タブレット本体 ・ キーボード ・ 電源ケーブル ・ その他 (専用ペ	ン・)	
製 造 番 号				
シール番号				
亡失・損傷年月日	年 月 日			
埋田及びその状況並	びに今後の対応(できるだけ詳細に記載してくだ)	さい)		
上記のとおり貸出備	品を亡失・損傷しましたので報告します。	年	月	В
吉野ヶ里町教育委員会 様				
	住 所: 児童等氏名: 申請者(親権者等):			
上記報告の内容につ	いて確認しました。 いて確認しました。	年	_ _	В
	所属長 吉野ヶ里町立 学校 校 長	_		- •

紛失・盗難の場合は、その旨を警察に届け出たことを証する書面の写し又は相当するものと して、町が認めるものを添付してください。

 第
 号

 年
 月

 日

吉野ヶ里町学習用タブレット等貸出決定取消通知書

吉野ヶ里町立 学校 様

吉野ヶ里町教育委員会

年 月 日付け 第 号で決定した学習用タブレット等の貸出しを吉野ヶ里町 学習用タブレット等貸与規程第 16 条の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

利用の決定を取り消した	氏 名		
児童等の氏名			
利用の決定を取り消した	製造番号:		
学習用タブレットの番号	シール番号:		
返却期限	年	月	日まで

備考

- 1 貸出備品については、付属品も含めてすべて返却期限までに返却してください。
- 2 学習用タブレット本体に保存した情報はすべて削除して返却してください。
- 3 返却後、当該備品の損傷等が発覚した場合は、吉野ヶ里町学習用タブレット等貸与規程 第 14 条の規定により申請者に修繕費等を負担していただくことがありますのでご了承くだ さい。
- 4 その他、返却にあたっては教育委員会又は町立学校の指示に従ってください。